

盛土規制法の許可・届出の可否に係る自己申告シート【建築確認申請用】

(盛土規制法12条・30条許可、27条届出、21条1項・40条1項届出関係)

建築主事・確認審査機関 あて

作成日： 年 月 日

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実と相違ありません。

建築主	住所	氏名
申請地	地名地番	
作成者	設計事務所名	作成者名

- ※ 本シートは明らかに許可が不要な場合の自己申告に利用するものであり、確認審査機関から許可不要の証明書を求める場合があります。
- ※ 盛土規制法の許可に関する規定は、建築基準関係規定になっているため、建築物の設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、建築確認申請書に本自己申告シートを添付してください。
- ※ 盛土規制法の許可対象となる宅地造成等がない場合は、建築物の設計者の責任において、建築確認申請書及び建築計画概要書の配置図に、「盛土規制法の許可対象となる宅地造成等の工事無し」の旨を記載してください。
- ※ 確認済証交付後、現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法における許可が必要であることが明らかになった場合は、設計者等は速やかに沖縄県建築指導課と調整の上、建築確認申請先にご連絡ください。

規制区域	☐ 宅地造成等工事規制区域（宅造区域）
※判断基準となった規制区域にチェック	☐ 特定盛土等規制区域（特盛区域） ※両方の規制区域や、那覇市と那覇市以外の区域にまたがる場合は、県建築指導課（盛土対策班）にご相談ください

チェック項目	宅地造成の内容	要否判断基準		チェック欄	
		(確認対象法令) 12条許可 30条許可	27条届出 21条1項届出 40条1項届出		
①	最大の盛土の高さ	宅造区域 1m超 特盛区域 2m超	1m超	☐ あり	☐ なし
②	盛土又は切土の高さ ※崖が生じるもの			☐ あり	☐ なし
③	同時に行う盛土及び切土の高さ (①②に該当しないもの)	宅造区域 2m超 特盛区域 5m超	2m超	☐ あり	☐ なし
④	盛土の高さ (①③に該当しないもの)			☐ あり	☐ なし
⑤	盛土又は切土をする土地の合計面積 (①~④に該当しないもの) ※盛土又は切土をする部分が標高差50cm以下である場合は除きます。	宅造区域 500㎡超 特盛区域 3,000㎡超	500㎡超	☐ あり	☐ なし

- ※ 崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
- ※ 整地・地均し、基礎工事のための掘削・埋戻し等は、該当しません。

1つ以上「あり」に該当する場合

全て「なし」に該当する場合

【申告欄】

建築確認申請に係る上記申請地における盛土規制法の許可・届出手続きの可否について、下記のとおり申告します。

許可・届出が	☐ 令和8年9月30日以前に造成が済んだ既存盛土に該当しますので、手続きは不要です。
不要な場合	☐ 令和8年10月1日以降に許可・届出規模に該当する造成行為はありませんので、手続きは不要です。

許可・届出が 必要な場合	☐ 今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法12条・30条の許可証の写しを確認申請書に添付します。
	☐ 今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法27条届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。
	☐ 規制区域指定の際に、既に造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法21条1項・40条1項届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。
造成等があるが 許可・届出が 不要な場合	☐ 1項目以上「あり」に該当しますが、 都市計画法第29条1項、2項の許可を受けている造成行為のため、盛土規制法の許可は不要です。
	☐ 1項目以上「あり」に該当しますが、 別紙「許可不要工事等の一覧（ ）該当」のため、盛土規制法の許可は不要です。

太枠内を記入してください。

許可不要工事等の該当一覧

□以下の公共用施設用地に該当する→適用除外	
法第2条	□道路、□公園、□河川
令第2条	□砂防設備、□地すべり防止施設、□海岸保全施設、□津波防護施設、□港湾施設、□漁港施設、□飛行場、 □航空保安施設、□鉄道、□軌道、□索道、□無軌条電車の用に供する施設
	国又は地方公共団体が管理する次の施設、□学校、□運動場、□墓地
規則第1条	□雨水貯留浸透施設、□農業用ため池、□防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
	国又は地方公共団体が管理する次の施設 □緑地、□広場、□廃棄物処理施設、□水道、□下水道、□営農飲雑用水施設、□水産飲雑用水施設、 □農業用集落排水施設、□漁業集落排水施設、□林地荒廃防止施設、□急傾斜地崩壊防止施設

□以下の宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等に該当する→許可不要	
令第5条	□ 鉱山保安法 第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□ 鉱業法 第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
	□ 採石法 第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□ 砂利採取法 第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
規則第8条	□ 土地改良法 第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
	□ 火薬類取締法 第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□ 家畜伝染病予防法 第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□ 土壌汚染対策法 第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
	□ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
	イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構
	
	□ 宅地造成又は特定盛土等 （令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない盛土又は切土をするもの
	次に掲げる 土石の堆積に関する工事 □令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの □令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50cmを超えないもの □ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積 であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの